

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
過疎地域における県税の特例に関する条例	S45.10	○工業生産設備取得額 2,700 万円超 ○適用対象事業：製造業、旅館業、情報通信技術利用事業	過疎地域	○3年間 ○課税免除	—	○取得時 ○課税免除
離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例	H5.7	○製造、旅館業 ①資本金が 5,000 万円以下の場合 工場生産設備等取得価格：500 万円以上 ②資本金が 5,000 万円超～1 億円以下の場合 同上：1,000 万円以上 ③資本金が 1 億円超の場合 同上：2,000 万円以上 ○情報サービス業等 同上：500 万円以上	離島地域	○3年間 ○課税免除	—	○取得時 ○課税免除

①事業税の免除の額は、次の算式によって算定される課税免除の対象となる課税標準額に税率を乗じて算出した額である。

$$\begin{array}{c} \text{県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の} \\ \text{数} \\ \text{当該施設を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{当該施設を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数} \end{array}} = \text{課税免除の対象となる課税標準額}$$

②不動産取得税の免除の対象となる資産は、過疎地域の場合は租税特別措置法第 12 条第 1 項又は第 45 条第 1 項、離島地域の場合は同法第 12 条第 3 項又は第 45 条第 2 項の適用を受ける家屋及びその敷地である土地についてである。事務所、厚生施設等及びこれらの敷地となる部分の一部を除き対象とならず、また土地を取得した日の翌日から 1 年以内に家屋の建設の着手のあった場合に限る。

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
新岡山県企業立地促進補助金	H19.4	県内に製造工場又は研究所等、製造業類似事業所(植物工場)の建設をしようとする者(県営産業団地用地に限り、リース事業者を含む。)※県営産業団地に工場等を建設する場合又は、企業誘致のための助成制度を制定している市町村から助成を受けて工場等を建設する場合に適用する ※植物工場とは、一定の気密性を保持した施設内で、野菜等のモニタリングに基づいて、生育環境を高度に制御し、天候等の変化にかかわらず、安定的かつ計画的に生産を行う施設をいう。	1. 製造工場、製造業類似事業所(植物工場) ○日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)分類表中大分類 E-製造業の項目に掲げる製造業 ○土地取得面積が 1,000 ㎡以上 ○民有地に立地する場合 ・中山間地域は固定資産投資額が 2 億円(中小企業 1 億円)以上、その他地域は、固定資産投資額が 5 億円(中小企業 2 億円)以上 ・新規常用雇用者数が 30 人(中小企業 10 人)以上 ・土地取得面積が、中山間地域は、3,000 ㎡以上、その他地域は、5,000 ㎡以上 2. 研究所等 ○工業製品、バイオテクノロジー、光通信又は電気通信、ソフトウェアハウス、システムハウス、高度情報処理産業、高度な機械修理業、ディスプレイ業、非破壊検査業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業に係る事業所 ○土地取得面積が 1,000 ㎡以上 ○民有地に立地する場合 ・固定資産投資額が 2 億円(中小企業 1 億円)以上 ・新規常用雇用者数が 10 人(中小企業 5 人)以上	県内全域	生産施設の取得・整備	○土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×補助率(県営団地：3%、市町村営等団地：1.5%、民有地：0.75%) ○建物に係る固定資産評価額×補助率(県営団地：9%、市町村営等団地：4.5%、民有地：2.25%) ・ただし、県北県営団地へ立地する場合で、新規雇用 10 名以上の場合は、さらに 20%を上限として市町村の補助額と同額を上乗せ ・県北県営団地を除く県営団地(岡山リサーチパークを除く)及び県北市町村営等団地に立地する場合で、新規雇用 10 名以上の場合は、さらに 10%を上限として市町村の補助額と同額を上乗せ ○償却資産の取得額×補助率(県営団地：9%、市町村営等団地：4.5%、民有地：2.25%) ※増設の場合、補助率は上記の 1/2 とする ※交付方法は、一括交付とす	○中山間地域は、5 億円(民有地立地の場合 2 億 5,000 万円) ○その他地域は、3 億円(民有地立地の場合 1 億 5,000 万円) ※増設の場合は、それぞれ半額とする

			<p>・土地取得面積 2,000 m<sup>2</sup>以上</p> <p>※新設工場にあつては、用地を新たに取得（賃借）し、その取得の日から3年以内に工場の建設に着手すること</p>			<p>る。但し、交付決定額が1億円以上の場合は、5ヵ年での分割交付とする</p>	
新岡山県物流施設誘致促進補助金	H19. 4	<p>県内の公的団地用地に物流施設を建設しようとする者（県営産業団地用地に限り、リース事業者を含む。）</p> <p>※県営産業団地に物流施設を建設する場合又は企業誘致のための助成制度を制定している市町村から助成を受けて物流施設を建設する場合に適用する</p>	<p>○道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業若しくは卸売業の物流施設（倉庫、配送センター、流通に伴う簡易な加工場）、製造業若しくは小売業の物流施設（倉庫、配送センター又は流通加工場であつて、工場若しくは店舗に併設されるものを除く）</p>	公的団地用地	物流施設の取得・整備	<p>○土地に係る固定資産評価額又は土地取得費のいずれか低い方の金額×補助率（県営団地：3%、市町村営等団地：1.5%）</p> <p>○建物に係る固定資産評価額×補助率（県営団地：4.5%、市町村営等団地：2.25%）</p> <p>・ただし、県北県営団地へ立地する場合で、新規雇用10名以上の場合は、さらに20%を上限として市町村の補助額と同額を上乗せ</p> <p>・県北県営団地を除く県営団地（岡山リサーチパークを除く）及び県北市町村営等団地に立地する場合で、新規雇用10名以上の場合は、さらに10%を上限として市町村の補助額と同額を上乗せ</p> <p>○償却資産の取得額×補助率（県営団地：4.5%、市町村営等団地：2.25%）</p> <p>※増設の場合、補助率は上記の1/2とする</p> <p>※交付方法は、一括交付とする。但し、交付決定額が1億円以上の場合は、5ヵ年での分割交付とする</p>	<p>○3億円</p> <p>※増設の場合は、半額とする</p>
岡山県大型投資・拠点化促進補助金	H29. 4	<p>製造工場、研究所等、製造業類似事業所（植物工場）</p> <p>※原則として地元市町村が県と連携して、固定資産税の減免又は企業誘致のための助成をおこなう場合に適用する。ただし、県営産業団地に固定資産投資を行う場合又は既立地企業が固定資産投資を行う場合はこの限りではない。</p> <p>※植物工場とは、一定の気密性を保持した施設内で、野菜等のモニタリングに基づいて、生育環境を高度に制御し、天候等の変化にかかわらず、安定的か</p>	<p>【投資型】</p> <p>投資額：50億円以上</p> <p>新規常用雇用者数：20名以上</p> <p>【雇用型】</p> <p>新規常用雇用者数：100名（県北50名）以上</p> <p>【R&amp;D型】（初の先端的試験研究施設への投資）</p> <p>投資型：1億円以上</p> <p>新規常用雇用者数：5名以上</p> <p>【量産化型】（先端的試験研究からの量産化）</p> <p>投資型：5億円以上</p> <p>新規常用雇用者数：10名以上</p> <p>【拠点集約型】</p> <p>投資額：10億円以上</p> <p>※県外の製造拠点、又は県外の製造拠点の主要な生産機能の一部を県内の事業所に移設し、集約すること。</p>	県内全域	<p>設備投資額（家屋及び償却資産）及び用地の取得に要する経費（用地取得経費については県営産業団地のみ対象）</p>	<p>【投資型・雇用型】</p> <p>家屋の固定資産評価額×5% 償却資産の取得額×5% 土地（県営産業団地のみ）の固定資産評価額×5%</p> <p>※県内初立地、超大型（200億円、200人以上）、航空機関連、EV関連の場合は、それぞれ補助率5%を上乗せする。</p> <p>【R&amp;D型・量産化型】</p> <p>家屋の固定資産評価額×10% 償却資産の取得額×10% 土地（県営産業団地のみ）の固定資産評価額×10%</p> <p>【拠点集約型】</p> <p>家屋の固定資産評価額×15% 償却資産の取得額×15% 土地（県営産業団地のみ）の固定資産評価額×15%</p>	<p>【投資型・雇用型】</p> <p>県営産業団地 70億円 市町村営等産業団地 50億円 民有地 25億円</p> <p>（既立地10億円）</p> <p>※市町村営等産業団地は市町村の補助相当額と比較して低い方を限度とする。</p> <p>【R&amp;D型】</p> <p>2.5億円</p> <p>【量産化型】</p> <p>5億円</p> <p>【拠点集約型】</p> <p>5億円</p>

		つ計画的に生産を行う施設をいう。					
岡山県本社機能移転促進補助金	H27.4	県内に本社機能を移転する法人	<p>○次の要件を全て満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに本社機能の所在地が県内にあることを対外的に明示</li> <li>・県内の本社機能業務に従事する新規常用雇用者が5人以上</li> <li>・法人設立後3年以上経過している法人であって、直近の3年間において営利事業を継続して営んでいること</li> <li>・資本金の額又は出資金の額が1千万円超</li> </ul>	県内全域	オフィス等の取得・整備	<p>○家屋に係る固定資産評価額（又は1年分の賃借料）×10%（東京23区から移転する法人は15%）</p> <p>○償却資産の取得額×10%（東京23区から移転する法人は15%）</p> <p>○土地に係る固定資産評価額（又は1年分の賃借料）×10%（東京23区から移転する法人は15%）</p> <p>○事務所移転経費×10%（東京23区から移転する法人は15%）</p> <p>○本社機能業務に従事する新規常用雇用者1人当たり50万円（東京23区から移転する法人及び中山間地域へ移転する法人は100万円）</p>	○5億円（中山間地域へ移転する法人は限度なし）
岡山県支店等新規開設促進補助金	H27.4	<p>県内に支店等を新たに開設する法人または県内に設置している支店等を廃止した日から3年以上経過後に県内に支店等を再び開設する法人</p>	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の支店等を商業登記簿に支店登記し、かつ、対外的に明示</li> <li>・県内の支店等に従事する新規常用雇用者が10人以上</li> <li>・法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。</li> <li>・支店等の事業の用に供する部分の延床面積が100平方メートル超</li> </ul> <p>※賃貸の場合は賃貸借契約の期間が2年以上</p> <p>※集合住宅の居宅部分を支店等の用に供しているときは交付対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金又は出資金の額が1,000万円超</li> </ul> <p>【イノベーション分野（クリエイティブ関連分野、情報通信関連分野、研究関連分野）】</p> <p>次の要件を全て満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の支店等を商業登記簿に支店登記し、かつ、対外的に明示</li> <li>・県内の支店等に従事する新規常用雇用者が5人以上</li> <li>・法人設立後3年以上経過し、直近3年間で営利事業を継続して営んでいること。</li> </ul> <p>※イノベーション分野の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリエイティブ関連分野：設計関連、デザイン関連等</li> <li>・情報通信関連分野：システム開発関連、映像制作関連、ゲーム関連等</li> <li>・研究関連：研究ラボ等</li> </ul>	県内全域	新規常用雇用者	<p>(新規常用雇用者－9)×10万円(中山間地域は15万円)</p> <p>【イノベーション分野】</p> <p>新規常用雇用者×50万円(中山間地域は100万円)</p>	<p>200万円(中山間地域は300万円)</p> <p>【イノベーション分野】</p> <p>1,000万円(中山間地域は2,000万円)</p>
再投資サポート補助金	H28.4	○次の全てを満たす者	<p>○設備投資額が1億円以上</p> <p>○次のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を実施した箇所、ライン等における生産性が10%以上向上すること</li> </ul>	県内全域	設備投資額(家屋及び償却資産)	○設備投資額×1%	○1億円

		事業所設立後 10 年以上経過した者であること ・補助対象事業を実施することにより、本県での操業継続及び当該事業所の常用雇用に係る雇用の維持又は創出が認められること	・事業を実施した箇所、ライン等において、新たな製品を従来品の生産量ベース又は生産額ベースで 10%以上生産する能力を備えること ・事業を実施した箇所、ライン等において、環境影響への軽減効果が大きいものとして知事が特別に認める事業であること				
--	--	---	--	--	--	--	--

〈その他〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	条件						
			期間	利息・貸付料率	分譲価格	所有権移転	売買代金支払方法	債権の保全	操業開始
岡山県工場用地等割賦分譲	H8.7	○県営団地に立地する企業	○分譲後 10 年以内（3 年以内の元金据え置き期間を含む）の割賦払	○利息 1.0%（固定金利） 【東日本大震災の被災企業優遇】 ・即納金の支払を猶予し、かつ、延納利息を免除する（平成 27 年度までに契約を締結した場合）	○契約時の価格	○即納金（売買代金の 20%以上）支払時	○元金均等年賦払い又は元利均等年賦払い	○企業・金融機関・県との間で支払保証契約を締結する（又は県が第 1 抵当権を設定）	○契約締結日から 3 年以内
岡山県工場用地等貸付特約付分譲	H8.7	○県営団地に立地する企業	○10 年を限度に貸付、期間満了時に分譲	○貸付利率 1.0%（固定金利） ※貸付料＝売買代金×貸付料率＋固定資産税相当額	○契約時の価格	○売買代金完納時	○貸付期間満了時に一括払い	○契約保証金（売買代金の 10%以上）を徴す	○契約締結日から 3 年以内